



指 定 書

事業者名 有限会社岡田オートサービス 殿

道路運送車両法第94条の2第1項の規定により次のとおり指定自動車整備事業の指定をする。

記

- 1 事業場の名称 有限会社岡田オートサービス
- 2 事業場の所在地 愛媛県松山市北吉田町1070番地8
- 3 対象とする自動車の種類 (1) 普通自動車(小型) (4) 小型二輪自動車
(2) 普通自動車(乗用) (5) 軽自動車
(3) 小型四輪自動車
- 4 指定番号 四運指第1823号
- 5 指定年月日 平成12年7月31日

平成12年7月31日

四国運輸局長 矢部 哲





認 証 書

事業者名 有限会社岡田オートサービス
代表取締役 岡田 正夫

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 事業場の名称 | 有限会社岡田オートサービス |
| 2 事業場の所在地 | 松山市北吉田町1070番地8 |
| 3 自動車分解整備事業の種類 | (1) 普通自動車分解整備事業(平成5年10月14日)
(2) 小型自動車分解整備事業(昭和61年9月25日) |
| 4 対象とする自動車の種類 | (1) 普通自動車(小型) (4) 小型二輪自動車
(2) 小型四輪自動車 (5) 軽自動車
(3) 小型三輪自動車 |
| 5 認証番号 | 四運証第70-1829号 |
| 認証年月日 | 昭和61年9月25日 |

平成5年10月14日

四国運輸局長 山本 孝

